令和８年度冬期インターネット・ターゲティング広告実施業務委託仕様書

１　件名

令和８年度冬期インターネット・ターゲティング広告実施業務

２　業務内容

若年層・中年層に効果的に啓発を実施するため、県が指定する人権問題に関する動画を、インターネット上でターゲティング広告として配信するもの。

３　実施概要

（１）　実施期間

令和８年１２月４日～令和９年１月３日

（２）　実施媒体

YouTube（パソコン、スマートデバイス、テレビに配信）

（３）　広告形態

インストリーム広告

（４）　ターゲティング内容

範囲：福岡県内

年齢：１８歳～５４歳

（５）　視聴完了回数

２１６万回以上

（６）　放映素材

県が指定する人権啓発３０秒ＣＭ

データ形式（MP4 形式）

４　進捗報告

（１）　視聴完了回数の進捗を、毎週取りまとめの上、県に報告すること。

（２）　視聴完了回数の進捗が芳しくないと判断される場合は、県に対応策を申し出ること。

（３）　上記３（１）の実施期間満了後の視聴完了回数について県に報告し、目標回数に達しなかった場合は、受託者の負担において期間を延長して実施する等の対応について、県と協議すること。

5　実績報告

放映後、令和８年１月２９日までに、効果測定を行い、ターゲティング広告実施に関する実績報告書を県に提出すること。その際、実績報告書の様式及び提出方法は任意とする。

なお、提出された実績報告書について県が修正を求めた場合は、県と協議の上再提出すること。

6　その他

この仕様書で定めた内容に、変更の必要が生じた場合は、両者の協議により変更することを妨げない。